

第 11 回社会保障審議会児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

藤林委員提出資料

## ソーシャルワークモデルからリーガル・ソーシャルワークモデルへ

必要時に迅速に子どもの安全を確保し、また、十分な安全が保障された状態で家庭復帰するためには、法的な枠組み（一時保護等の審査、裁判所からの親への命令など）の中でのソーシャルワーク実践（リーガル・ソーシャルワークモデル）への移行が必要。移行への準備期間のため、中間型モデルを経ることで法的な知識やセンスを持ったソーシャルワーク力を強化する。

	ソーシャルワークモデル	リーガル・ソーシャルワークモデル（中間型）	リーガル・ソーシャルワークモデル
法的権限の判断実施の主体	児童相談所 （契約弁護士による随時の助言）	児童相談所 （常勤・非常勤・契約弁護士との協働、常時の法的判断）	判断は裁判所、実施は児童相談所（児童相談所からの迅速的確な送致）
裁判所の関与	スポット的	スポット的	総括的
判断の手法	福祉的なプロセス	法的なプロセス （事実認定作業）	法的なプロセス （事実認定作業）
判断の視点	法的権限実施後の支援の展開	子どもの安全を優先	子どもの安全を優先
支援の円滑さ 連続性	柔軟で即時的、同一児童福祉司による連続的支援	柔軟で即時的、他部署の児童福祉司による継続的支援	法的な枠組みを設定する機関と支援機関の2重体制
保護者等との関係	保護者・親権者の意向に影響を受ける危険性	保護者・親権者の意向からの影響を最小化できる	保護者・親権者の意向を児童相談所は受けない
家庭復帰の有効性	家庭復帰が保護者等主導になりがち	家庭復帰への支援に乗ってこない時への強制力がない	支援や指導に一定の強制力がある。パーマネンシーの保証

## リーガル・ソーシャルワークモデルに移行するためのロードマップ （児童相談所編）

- ・ 常勤弁護士配置済み児童相談所における法的権限行使の効果分析
- ・ 支援困難（態度変容困難）ケースの家庭復帰の現状分析とあり方研究
- ・ 司法関与（一時保護等の審査、裁判所からの親への命令）に向けた、法的対応機能強化事業の拡充（日常的な会議出席、法的対応場面での同行同席、書面作成費用の予算化など）、常勤（非常勤）弁護士配置の推奨、児童福祉法上の位置付け
- ・ 児童福祉司・児童心理司のための事実確認面接研修の必修化（子どもの虹研修や児童福祉司養成過程の見直し、児童虐待防止対策支援事業メニューへの位置付け）
- ・ 児童心理司・小児科医・精神科医等のためのアセスメントや診断の標準化・法的書類作成のための研修（子どもの虹研修等での位置付け）
- ・ 児童福祉司の専門性（リーガルソーシャルワーク、ファミリーソーシャルワーク等）の強化（国家資格化に向けての検討）
- ・ 虐待通告後の48時間ルールの見直し検討（エビデンスに基づく児童相談所運営指針の改正）、虐待通告受付の振り分け機能の強化（専門性の担保）
- ・ 一時保護所職員配置基準の強化、小規模化、個別化、emergency foster careの創設
- ・ 児童相談所の業務内容（介入と支援の分離）、役割分担（市区町村・児童家庭支援センター）、人員配置の適正化等の抜本的見直し